

# 第96期 定時株主総会招集ご通知

**開催日時** 2019年6月26日(水)午前10時

**開催場所** 千葉県市川市市川一丁目3番18号  
市川グランドホテル7階 白銀の間

## 目次

ごあいさつ .....	1
第96期定時株主総会招集ご通知 .....	2
株主総会参考書類 .....	4
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件	
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件	
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件	
第7号議案 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	

(添付書類)

事業報告 .....	21
連結計算書類 .....	38
計算書類 .....	41
監査報告書 .....	44

## ごあいさつ



株主の皆様におかれましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。  
当社グループは1918年（大正7年）創業以来、「ガスエネルギー」を利用した工作機械のオピニオンリーダーとして、基幹産業発展の一翼を担ってまいりました。この間、時代の進歩とともに、他に先駆けて「ガス」「プラズマ」「レーザー」を利用した切断機を開発し、NCによる高度な自動システムを製品化してまいりました。

また、ガス・溶接・切断のトータルシステムサプライヤーとして、お客様のあらゆるご要望にお応えできる体制を確立するに至っております。

創業100周年を迎えた企業として、企業のあり方や働き方が大きく変化している時代の中で、強固な顧客基盤や全社にわたる技術基盤をベースに、ガス、溶断溶接、加工の業界の中で、世界中の顧客ひいては社会にとって必須で必要不可欠な会社となり、顧客満足度の向上（CS）、従業員満足度の向上（ES）および社会満足度の向上（SS）に努めてまいります。

また、グローバル化が進む市場において、世界の最先端を進み続けられるよう、国内外のグループ会社一体となって邁進いたす所存です。

株主の皆様におかれましては、今後とも、より一層のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

2019年6月

代表取締役社長  
**小池 英夫**

### KOIKEの経営理念と基本方針

#### 経営理念

ガス・溶接・切断の総合製造・販売会社として世界市場での顧客の満足と信頼を獲得する

#### 基本方針

- 一. 顧客の満足を向上させ、顧客の創造と維持に努める
- 一. 健全な企業として、存続と発展を図り社会貢献する
- 一. 智・技を高め、皆で働いて皆で良くなる

(証券コード：6137)  
2019年6月7日

株 主 各 位

東京都江戸川区西小岩三丁目35番16号  
(本社事務所 東京都墨田区太平二丁目10番10号  
ユナイトビル錦糸町3階)  
**小池酸素工業株式会社**  
代表取締役社長 小池 英夫

## 第96期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第96期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に関する賛否をご表示いただき、2019年6月25日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 千葉県市川市市川一丁目3番18号 市川グランドホテル7階 白銀の間
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第96期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第96期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）  
計算書類報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

**第6号議案**

監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

**第7号議案**

取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.koike-japan.com/jp>）において、修正後の事項を周知させていただきます。
- 当社は、法令および当社定款第20条の規定に基づき、添付書類のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.koike-japan.com/jp>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の添付書類には記載いたしておりません。  
従いまして、本定時株主総会招集ご通知の添付書類は、会計監査人および監査役がそれぞれ会計監査報告および監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
  - ・ 連結計算書類の連結注記表
  - ・ 計算書類の個別注記表

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への安定した利益還元を継続するとともに、新製品の開発・新分野への進出、生産設備の増強・改善などの設備投資を積極的に行って、企業体質の強化・内部留保の充実を図り、業績に裏付けされた成果の配分を行うことを基本方針としております。

第96期の期末配当金につきましては、当期の業績および財務状況、今後の事業展開などを総合的に勘案し、普通配当を1株につき60円とするとともに、2018年10月15日に創業100周年を迎えたことを記念して、株主の皆様への日頃のご支援にお応えするため、記念配当20円を加え、下記のとおり1株につき80円といたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金80円（うち、普通配当60円・記念配当20円）  
総額331,041,360円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2019年6月27日

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

- (1) 取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 取締役会の招集権者および議長に関する規定を明記するため、変更案第26条（取締役会の招集権者）および第27条（取締役会の議長）を新設するとともに、現行定款第26条から取締役会規程に関する規定を削除し、変更案第31条（取締役会規程）として新設するものであります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

(下線が変更部分であります)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
第4条 (機関)	第4条 (機__関)
当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
<u>(3) 監査役会</u>	(削除)
<u>(4) 会計監査人</u>	<u>(3) 会計監査人</u>
第5条～第20条 (条文省略)	第5条～第20条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第21条 (員 数)	第21条 (員 数)
当社の取締役は17名以内とする。	当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は17名以内とする。
(新設)	<u>2. 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u>
第22条 (選任方法)	第22条 (選任方法)
取締役は、株主総会において選任する。	取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u>

現行定款	変更案
2. (条文省略)	2. (現行どおり)
3. (条文省略)	3. (現行どおり)
第23条 (任期) 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第23条 (任_期) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(新設)	2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(新設)	3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
第24条 (代表取締役) 取締役会は、その決議によって、会社を代表する代表取締役若干名を選定する。	第24条 (代表取締役) 取締役会は、その決議によって、 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u> のうちから会社を代表する代表取締役若干名を選定する。
第25条 (役付取締役) 取締役会は、その決議によって、取締役のうちから取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	第25条 (役付取締役) 取締役会は、その決議によって、 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u> のうちから取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
(新設)	第26条 (取締役会の招集権者) 取締役会は、法令の別段の定めがある場合を除いて、 <u>取締役社長</u> がこれを招集する。取締役社長に事故あるときは、 <u>取締役会</u> においてあらかじめ定めた順位に従い、他の取締役がこれを招集する。

現行定款	変更案
<p>(新設)</p>	<p><u>第27条 (取締役会の議長)</u>  <u>取締役会の議長は、取締役社長とする。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位に従い、他の取締役がこれにあたる。</u></p>
<p>第26条 (取締役会の招集通知)  <u>取締役会の招集は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに通知を発する。ただし緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。取締役会の細目については、取締役会で定める取締役会規程による。</u></p>	<p>第28条 (取締役会の招集通知)  <u>取締役会の招集は、各取締役に対して会日の3日前までに通知を発する。ただし緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>第27条 (取締役会の決議方法)  (条文省略)  (新設)</p>	<p>第29条 (取締役会の決議方法)  (現行どおり)  <u>第30条 (重要な業務執行の決定の委任)</u>  <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(新設)</p> <p>第28条 (報酬等)  <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。)</u> は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p><u>第31条 (取締役会規程)</u>  <u>取締役会の細目については、取締役会で定める取締役会規程による。</u>  <u>第32条 (報酬等)</u>  <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>



現行定款	変更案
<p>第29条（取締役の責任免除） （条文省略）</p>	<p>第33条（取締役の責任免除） （現行どおり）</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>（削除）</p>
<p>第30条（員数） 当会社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>（削除）</p>
<p>第31条（選任方法） 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>（削除）</p>
<p>第32条（任期） 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>（削除）</p>
<p>第33条（常勤の監査役） 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>（削除）</p>
<p>第34条（監査役会の招集通知） 監査役会の招集は、各監査役に対して会日の3日前までに通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。監査役会の細目については、監査役会で定める監査役会規程による。</p>	<p>（削除）</p>

現行定款	変更案
<p><u>第35条（監査役会の決議方法）</u>  <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>第36条（報酬等）</u>  <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>第37条（監査役の責任免除）</u>  <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任を、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。</u>  <u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	(削除)
(新設)	<u>第5章 監査等委員会</u>
(新設)	<p><u>第34条（常勤の監査等委員）</u>  <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
(新設)	<p><u>第35条（監査等委員会の招集通知）</u>  <u>監査等委員会の招集は、各監査等委員に対して会日の3日前までに通知を発する。ただし緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<u>第36条（監査等委員会の決議方法）</u> 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席して、その出席監査等委員の過半数をもって行う。
(新設)	<u>第37条（監査等委員会規程）</u> 監査等委員会の細目については、監査等委員会で定める監査等委員会規程による。
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第38条～第39条（条文省略）	第38条～第39条（現行どおり）
第7章 計 算	第7章 計 算
第40条～第42条（条文省略）	第40条～第42条（現行どおり）
(新設)	附 則
(新設)	<u>第1条（監査役の責任免除に関する経過措置）</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第96期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（10名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）6名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

1

こいけ ひでお  
小池 英夫（1973年11月26日生）

再任

■ 所有する当社株式の数  
18,515株

#### ■ 略歴、当社における地位、担当〔重要な兼職の状況〕

1996年4月 当社入社  
2003年6月 コイケアロンソン株式会社出向  
2011年11月 当社機械事業部業務企画室長  
2014年6月 当社取締役  
2017年6月 当社常務取締役  
2019年3月 当社代表取締役社長現在に至る

#### ■ 取締役候補者とした理由

小池英夫氏は、様々な事業部門での業務経験と豊富な見識を有するとともに、2014年に当社取締役に就任、2017年に当社常務取締役に就任、2019年には当社代表取締役社長に就任し、経営の重要事項の決定および経営陣に対する監督等の役割を適切に果たしていることから、当社の取締役候補者として適任であると判断しております。

#### 【重要な兼職の状況】

栃木共同アセチレン株式会社代表取締役

#### ■ 当社との特別の利害関係

小池英夫氏は、栃木共同アセチレン株式会社代表取締役を兼務しております。当社と栃木共同アセチレン株式会社との間には、高圧ガスの販売、高圧ガス容器部品等の仕入の取引関係がありません。

## 2 富岡 恭三 (1957年6月30日生)

とみおか きょうぞう

再任

■ 所有する当社株式の数  
5,200株

### ■ 略歴、当社における地位、担当〔重要な兼職の状況〕

1980年4月 株式会社千葉銀行入行  
2014年4月 当社入社、管理部次長  
2015年6月 当社取締役  
2016年6月 当社常務取締役  
2017年6月 当社代表取締役副社長現在に至る  
(現在管理部長)

### ■ 取締役候補者とした理由

富岡恭三氏は、金融機関および当社管理部門の業務経験と豊富な見識を有するとともに、2015年に当社取締役就任、2016年に当社常務取締役に就任、2017年には当社代表取締役副社長に就任し、経営の重要事項の決定および経営陣に対する監督等の役割を適切に果たしていることから、当社の取締役候補者として適任であると判断しております。

### 【重要な兼職の状況】

該当なし

### ■ 当社との特別の利害関係

富岡恭三氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

## 3 保坂 清仁 (1952年10月20日生)

ほさか きよひと

再任

■ 所有する当社株式の数  
1,700株

### ■ 略歴、当社における地位、担当〔重要な兼職の状況〕

1975年4月 当社入社  
1996年11月 当社静岡営業所長  
2001年12月 当社環境システム部部长代理  
2009年1月 当社機械販売部次長  
2012年6月 当社機械販売部長  
2014年4月 当社機械生産部副部长  
2014年6月 当社取締役  
2017年6月 当社常務取締役現在に至る  
(現在グローバル販売部長)

### ■ 取締役候補者とした理由

保坂清仁氏は、様々な事業部門での業務経験と豊富な見識を有するとともに、2014年に当社取締役に就任、2017年には当社常務取締役に就任し、経営の重要事項の決定および経営陣に対する監督等の役割を適切に果たしていることから、当社の取締役候補者として適任であると判断しております。

### 【重要な兼職の状況】

該当なし

### ■ 当社との特別の利害関係

保坂清仁氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

4

よこの けんいち

横野 健一 (1968年1月2日生)

再任

■ 所有する当社株式の数

1,300株

## ■ 略歴、当社における地位、担当〔重要な兼職の状況〕

1991年4月 当社入社  
 2001年10月 当社西関東営業所長  
 2005年10月 当社機械販売部溶接グループ部長代理  
 2008年8月 当社機械販売部次長  
 2009年9月 コイケアロンソン株式会社出向  
 2013年6月 当社機械販売部次長  
 2014年4月 当社機械販売部長  
 2014年6月 当社取締役現在に至る  
 (現在営業部長兼溶材商品部長兼西日本グループ長)

## ■ 取締役候補者とした理由

横野健一氏は、様々な事業部門での業務経験と豊富な見識を有するとともに、2014年に当社取締役就任し、経営の重要事項の決定および経営陣に対する監督等の役割を適切に果たしていることから、当社の取締役候補者として適任であると判断しております。

## 【重要な兼職の状況】

該当なし

## ■ 当社との特別の利害関係

横野健一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

5

こさか としお

小坂 敏夫 (1952年11月21日生)

再任

社外

■ 所有する当社株式の数

300株

## ■ 略歴、当社における地位、担当〔重要な兼職の状況〕

1975年4月 株式会社神戸製鋼所入社  
 2005年4月 コバルコ建機株式会社入社、理事  
 2006年4月 同社執行役員理事  
 2007年6月 同社取締役執行役員  
 2011年6月 同社監査役  
 2015年6月 同社顧問(非常勤)  
 2015年6月 当社社外取締役現在に至る  
 2017年3月 コバルコ建機株式会社退社

## ■ 社外取締役候補者とした理由

小坂敏夫氏は、企業経営に関する豊富な経験と見識を有するとともに、当社関係業界に精通しております。また、2015年に当社社外取締役に就任し、当社の経営に対して客観的な立場から意見・助言を積極的に行っており、経営の重要事項の決定および経営陣に対する監督等の役割を適切に果たしていることから、当社の社外取締役候補者として適任であると判断しております。なお、当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

## 【重要な兼職の状況】

該当なし

## ■ 当社との特別の利害関係

小坂敏夫氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

6

よこた けんじ

横田 健二 (1953年4月19日生)

再任

社外

■ 所有する当社株式の数

100株

## ■ 略歴、当社における地位、担当〔重要な兼職の状況〕

- 1977年4月 大阪商船三井船舶株式会社（現株式会社商船三井）入社
- 2007年6月 同社執行役員
- 2008年6月 神戸発動機株式会社（現株式会社ジャパンエンジンコーポレーション）社外監査役
- 2009年6月 株式会社商船三井常務執行役員
- 2012年6月 株式会社MOLシップテック代表取締役社長
- 2017年6月 同社相談役
- 2018年6月 同社顧問
- 2018年6月 当社社外取締役現在に至る
- 2018年6月 株式会社ジャパンエンジンコーポレーション退社
- 2018年7月 株式会社メック顧問

## 【重要な兼職の状況】

株式会社MOLシップテック顧問  
株式会社メック顧問

## ■ 当社との特別の利害関係

横田健二氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 小坂敏夫氏および横田健二氏は、社外取締役候補者であります。
2. 当社と小坂敏夫氏および横田健二氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、本総会において再任が承認された場合には、本契約を継続する予定であります。
- なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める金額としております。
3. 小坂敏夫氏および横田健二氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

## ■ 社外取締役候補者とした理由

横田健二氏は、企業経営に関する豊富な経験と見識を有するとともに、当社関係業界に精通しております。また、2018年に当社社外取締役に就任し、当社の経営に対して客観的な立場から意見・助言を積極的に行っており、経営の重要事項の決定および経営陣に対する監督等の役割を適切に果たしていることから、当社の社外取締役候補者として適任であると判断しております。なお、当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

1 いよいよ こうじ  
**飯吉 浩志** (1961年3月22日生)

新任

■ 所有する当社株式の数  
100株

#### ■ 略歴、当社における地位、担当〔重要な兼職の状況〕

1982年6月 丸善無線電機株式会社入社  
1984年7月 株式会社小池メディカル入社  
2013年6月 同社監査役  
2017年6月 同社監査役退任  
2017年9月 当社入社  
2018年3月 当社内部監査室部長代理  
2018年6月 当社監査役現在に至る

#### 【重要な兼職の状況】

該当なし

#### ■ 当社との特別の利害関係

飯吉浩志氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

#### ■ 取締役候補者とした理由

飯吉浩志氏は、当社および当社子会社での業務経験と豊富な見識を有するとともに、2018年に当社監査役に就任し、当社の経営に対して客観的な立場から意見・助言を積極的に行っており、経営陣に対する監督等の役割を適切に果たしていることから、監査等委員である取締役にして職責を適切に遂行できるものと判断しております。



## 2 とみもと おとまる 富本 音丸 (1959年7月7日生)

新任

社外

■ 所有する当社株式の数  
0株

### ■ 略歴、当社における地位、担当〔重要な兼職の状況〕

1983年4月 新日本製鐵株式会社（現日本製鐵株式会社）入社  
2002年3月 日鉄鋼管株式会社出向  
2012年4月 日鉄商事株式会社（現日鉄物産株式会社）執行役員  
2015年4月 同社執行役員  
2017年4月 同社顧問  
2017年6月 当社社外監査役現在に至る

#### 【重要な兼職の状況】

日鉄物産株式会社顧問

### ■ 当社との特別の利害関係

富本音丸氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

## 3 いづか まなぶ 飯塚 学 (1952年10月6日生)

新任

社外

■ 所有する当社株式の数  
0株

### ■ 略歴、当社における地位、担当〔重要な兼職の状況〕

1975年4月 川鉄商事株式会社（現JFE商事株式会社）入社  
2008年4月 同社理事  
2010年4月 同社執行役員  
2013年4月 同社常務執行役員  
2014年3月 同社退社  
2014年4月 水島鋼板工業株式会社取締役社長、  
水島メタルプロダクツ株式会社取締役社長  
2017年3月 水島鋼板工業株式会社退社、  
水島メタルプロダクツ株式会社退社

#### 【重要な兼職の状況】

該当なし

### ■ 当社との特別の利害関係

飯塚学氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

### ■ 社外取締役候補者とした理由

富本音丸氏は、企業経営に関する豊富な経験と見識を有するとともに、当社関係業界に精通しております。また、2017年に当社社外監査役に就任し、当社の経営に対して客観的な立場から意見・助言を積極的に行っており、経営陣に対する監督等の役割を適切に果たしていることから、監査等委員である社外取締役として職責を適切に遂行できるものと判断しております。

### ■ 社外取締役候補者とした理由

飯塚学氏は、企業経営に関する豊富な経験と見識を有するとともに、当社関係業界に精通していることから、当社の経営に適切な助言をいただけるものと判断しております。

4

ひろの やすお

廣野 安生 (1954年1月4日生)

新任

社外

■ 所有する当社株式の数

0株

## ■ 略歴、当社における地位、担当〔重要な兼職の状況〕

1977年4月 神鋼商事株式会社入社  
2010年6月 同社執行役員  
2013年6月 同社取締役常務執行役員  
2017年6月 同社顧問  
2018年6月 同社退社

## ■ 社外取締役候補者とした理由

廣野安生氏は、企業経営に関する豊富な経験と見識を有するとともに、当社関係業界に精通していることから、当社の経営に適切な助言をいただけるものと判断しております。

## 【重要な兼職の状況】

該当なし

## ■ 当社との特別の利害関係

廣野安生氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 冨本音丸氏、飯塚学氏および廣野安生氏は、社外取締役候補者であります。
2. 飯吉浩志氏、冨本音丸氏、飯塚学氏および廣野安生氏の選任が承認された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。また、飯吉浩志氏および冨本音丸氏は監査役として同様の契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める金額としております。
3. 冨本音丸氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。また、飯塚学氏および廣野安生氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、各氏の選任が承認された場合には、独立役員として届け出る予定であります。

### 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、2008年6月27日開催の第85期定時株主総会において、年額4億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額4億円以内（うち社外取締役分は2,000万円以内）とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

現在の取締役は10名（うち社外取締役2名）であります。第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は6名（うち社外取締役2名）となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

### 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額7,000万円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は4名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

### 第7号議案 取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2008年6月27日開催の第85期定時株主総会において、年額4億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、当社のガバナンス改革の一環として、当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」においてご承認をお願いしております報酬等の額の枠内で、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することと存じます。本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下、「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額4,000万円以内と致します。また、各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定することと致します。ただし、社外取締役に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものと致します。

なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものと致したく存じます。

現在の取締役は10名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年18,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）と致します。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定致します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」という。）を締結するものと致します。

#### （1）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から40年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通

株式（以下、「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」という。）。

#### （２）退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社の子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

#### （３）譲渡制限の解除

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が譲渡制限期間中、継続して当社又は当社の子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（２）に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（２）に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### （４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### （５）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

なお、本議案の内容は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものと致します。

以 上



# 事業報告 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

売 上 高	46,217百万円	(前期比 4.1%増)
営 業 利 益	965百万円	(前期比27.9%減)
経 常 利 益	1,212百万円	(前期比21.0%減)
親会社株主に帰属する当期純利益	514百万円	(前期比31.8%減)

当連結会計年度における世界経済は、米国経済は堅調に推移しましたが、米国と中国の貿易摩擦や英国のEU離脱問題が世界経済に与える影響が懸念され、先行きは不透明感が強まりました。

一方、わが国経済は、雇用情勢の改善や個人消費の持ち直しが見られましたが、世界経済の不確実性が懸念され、景気の先行きは予断を許さない状況で推移しました。

当社グループの主需要先である建設業界では需要に回復の動きが見られましたが、産業機械業界・造船業界では市況の悪化が見られ、厳しい状況で推移しました。

このような状況のもと、当社グループは創業100周年に向けた「グランド100トライアスロンセール」による拡販活動の活性化に努め、売上高は増加したものの、価格競争の激化などにより、利益は減少しました。

その結果、当連結会計年度の売上高は462億17百万円（前期比4.1%増）、営業利益は9億65百万円（同27.9%減）、経常利益は12億12百万円（同21.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は5億14百万円（同31.8%減）となりました。

各部門の概況は、次のとおりであります。

**機械装置部門** 機械装置部門においては、「グランド100トライアスロンセール」の一環として拡販活動に取り組むとともに、「2018KOIKEプライベートフェア」などの展示会を開催し、多くの受注を獲得したことにより、売上高は増加しました。しかしながら、価格競争の激化などにより、利益は減少しました。

その結果、売上高は185億5百万円（前期比3.3%増）、セグメント利益は9億55百万円（同17.6%減）となりました。

**高圧ガス部門** 高圧ガス部門においては、「グランド100トライアスロンセール」の一環として拡販活動を強化したことにより、売上高は増加しました。一方で、高圧ガスの原価および物流コストの上昇や老朽化したアセチレン容器の更新を始めとした安全面をより強化するための費用が増加したことなどにより、利益は減少しました。

その結果、売上高は167億10百万円（前期比4.0%増）、セグメント利益は6億95百万円（同11.0%減）となりました。

**溶接機材部門** 溶接機材部門においては、「グランド100トライアスロンセール」の一環として「こいけ市」を始めとした展示会でのPRや溶接用保護面を中心とした巡回営業などの拡販活動を推進するとともに、設備関連の大型案件の受注を獲得したことなどにより、溶接材料・溶接機・溶接関連商品の売上高が増加しました。しかしながら、価格競争の激化などにより、利益は減少しました。

その結果、売上高は98億90百万円（前期比7.0%増）、セグメント利益は3億円（同2.0%減）となりました。

**その他** その他の部門においては、排ガス処理装置は中国での旺盛な需要を背景として受注が大幅に増加したものの、ヘリウム関連機器については大型案件の受注に至らず、売上高は減少しました。一方で、排ガス処理装置の受注増、原価低減への取組などにより利益は増加しました。

その結果、売上高は11億9百万円（前期比5.8%減）、セグメント利益は1億63百万円（同53.9%増）となりました。

## (2) 対処すべき課題

今後の当社グループを取り巻く経営環境は、米国と中国の貿易摩擦や英国のEU離脱問題が世界経済に与える影響が懸念されており、先行きは不透明な状況となっております。

このような情勢のもと、当社グループは変化する世界市場に向けた新技術・新製品の開発およびグループ会社との連携と販売体制の強化に取り組んでまいります。

機械装置部門においては、働き方改革を背景とした省力化に対するニーズの高まりに対して、消耗品の自動交換や夜間の無人運転などが可能となる製品の開発に取り組むとともに、ガス・溶接・切断の一体販売の推進や各種展示会でのPRの実施などにより、拡販活動に取り組んでまいります。また、海外拠点の体制強化に向けたグローバルな人材育成を推進し、世界市場での競争力の強化に努めてまいります。

高圧ガス部門においては、ガス・溶接・切断の一体販売や販売店との連携体制の強化に取り組み、拡販活動を推進してまいります。また、物流体制の合理化や老朽化したガス充填工場の再構築を推進し、原価低減や安全の確保を徹底してまいります。医療分野においては、CPAPのIoT化の推進や新製品の拡販に取り組むとともに、中国やインドネシアなどアジアを中心とした海外市場の開拓に努めてまいります。

溶接機材部門においては、ガス・溶接材料・溶接機器のプロセス提案による一体販売の強化や安全講習会を積極的に実施するとともに、「こいけ市」を始めとした各種展示会での拡販活動を推進してまいります。

その他の部門においては、排ガス処理装置やヘリウム関連機器について新製品開発を推進し、拡販活動に取り組んでまいります。

また、当社グループは創業100周年を機に2020年3月期を初年度とした5か年中期経営計画「POST100&NEXT100」を策定しました。この中期経営計画では主要課題として次の事項を掲げ、「お取引先様」、「従業員」、「社会」、「株主」など様々なステークホルダーとともに共通価値を創造して、ゆるぎない信頼を獲得し、持続的な成長を実現してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援とお引立てを賜りますようお願い申し上げます。

### 中期経営計画「POST100 & NEXT100」の概要

主要課題	世界市場での顧客満足の実現 【CS：顧客満足】	① 魅力ある製品・サービスの供給 ② 顧客利益向上への貢献 ③ 顧客サービスの高度化
	すべての社員が活躍できる働き方改革の実現 【ES：従業員満足】	① プロフェッショナル人材の育成 ② 成果主義に基づく評価制度の浸透と向上 ③ 働きやすい職場環境の醸成
	持続的成長に向けた経営体制の強化 【SS：社会満足】	① ESG課題への積極的な取組 ② グループ一体経営の促進 ③ 収益力の強化
数値目標	2024年3月期（101期）	連結売上高550億円、経常利益率5.8%、ROE6%

## (3) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資の状況につきましては、生産設備の更新および病院向けの貸与医療機器などへの設備投資を中心に総額16億61百万円の投資を実施いたしました。

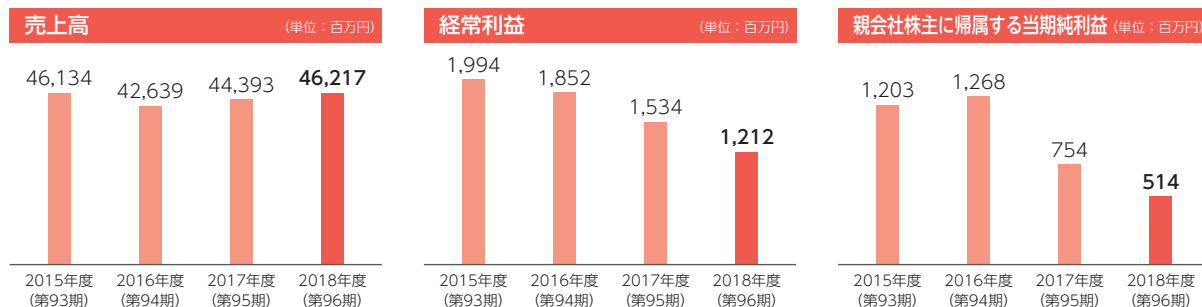
なお、この所要資金は、借入金および自己資金により充当しております。

#### (4) 財産および損益の状況の推移

##### ① 企業集団の財産および損益の状況の推移

		2015年度 (第93期)	2016年度 (第94期)	2017年度 (第95期)	2018年度 (第96期)
売上高	(百万円)	46,134	42,639	44,393	46,217
経常利益	(百万円)	1,994	1,852	1,534	1,212
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	1,203	1,268	754	514
1株当たり当期純利益	(円)	29.06	30.65	182.38	124.40
総資産	(百万円)	55,244	53,899	55,318	55,274
純資産	(百万円)	29,401	30,417	31,528	31,372
1株当たり純資産	(円)	662.46	686.27	7,102.47	7,052.76

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。
2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式数から期末自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。
3. 当社は、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第95期の1株当たり当期純利益および1株当たり純資産は、当該株式併合が第95期の期首に行われたものと仮定して算定しております。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第96期の期首から適用しており、第95期に係る数値等については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値等となっております。

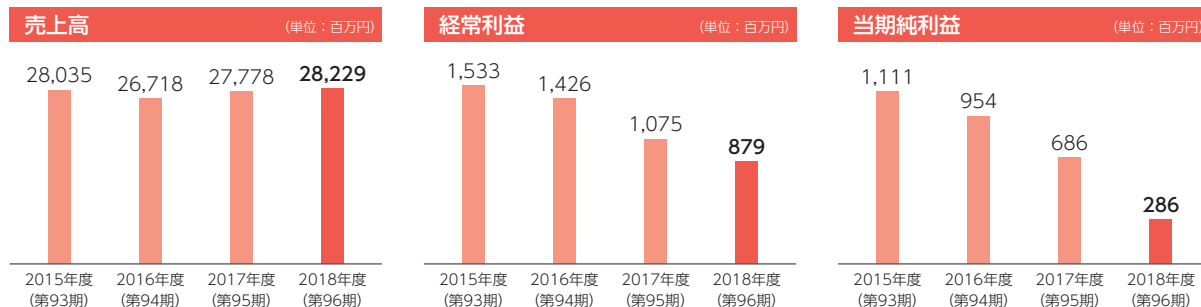




## ② 当社の財産および損益の状況の推移

		2015年度 (第93期)	2016年度 (第94期)	2017年度 (第95期)	2018年度 (第96期)
売上高	(百万円)	28,035	26,718	27,778	28,229
経常利益	(百万円)	1,533	1,426	1,075	879
当期純利益	(百万円)	1,111	954	686	286
1株当たり当期純利益	(円)	26.84	23.07	165.99	69.25
総資産	(百万円)	39,574	39,628	40,935	40,955
純資産	(百万円)	21,982	23,093	23,767	23,553
1株当たり純資産	(円)	531.06	557.96	5,743.14	5,692.02

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。
2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式数から期末自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。
3. 当社は、2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第95期の1株当たり当期純利益および1株当たり純資産は、当該株式併合が第95期の期首に行われたものと仮定して算定しております。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第96期の期首から適用しており、第95期に係る数値等については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値等となっております。



(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率		主 な 事 業 内 容
		直 接	間 接	
株式会社小池メディカル	百万円 261	% 45.7	% 19.9	医療用ガス、医療機器の製造販売
株式会社群馬コイケ	百万円 30	40.0	30.0	溶断機器、医療機器等の製造
コイケ酸商株式会社	百万円 100	70.3	26.7	溶断機器、高圧ガス、溶接機材の販売
コイケアロンソン株式会社	米ドル 1,000	91.7	0.4	機械装置等の製造販売
コイケヨーロッパB.V.	千ユーロ 1,498	100.0	—	機械装置等の製造販売
小池酸素（唐山）有限公司	千米ドル 7,650	100.0	—	機械装置等の製造販売
コイケコリア・エンジニアリング株式会社	百万ウォン 797	31.0	49.0	機械装置等の製造販売
コイケフランス有限会社	千ユーロ 15	5.0	95.0	機械装置等の販売
コイケアロンソンブラジル有限会社	千リアル 320	—	80.0	機械装置等の製造販売
小池（唐山）商貿有限公司	千元 850	—	100.0	機械装置等の販売
コイケイタリア有限会社	千ユーロ 20	—	100.0	機械装置等の販売
株式会社コイケテック	百万円 19	35.9	43.6	機械装置等の据付・修理

(注) 当事業年度末日において、特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(6) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

当社グループは、機械装置、高圧ガスの製造・販売および溶接機材の販売を主たる事業としており、事業部門別の主な製商品は次のとおりであります。

部 門	主 要 製 商 品 名
機 械 装 置	レーザー切断機（CO2、ファイバー）、NCプラズマ切断機、NCガス切断機、ウォータージェット切断機、アイトレーザー切断機、製鉄機械、ポータブル自動切断機、ガス溶断関連機器、プラズマ形鋼切断装置、切断ロボット、プラズマ溶接装置、溶接自動機、溶接治具、溶接装置、分析装置用ガス供給システム 等
高 圧 ガ ス	酸素、窒素、アルゴン、炭酸、溶解アセチレン、プロパン、ヘリウム、水素、笑気ガス、滅菌ガス、レーザー用混合ガス、溶接用混合ガス、ガス供給機器、医療機器 等
溶 接 機 材	電気溶接機、溶接材料、ガス継手、溶接ロボット、ケミカル商品、金属充填剤、安全機器、マグネット機器、環境機器、溶接切断用安全保護用具および諸材料 等
そ の 他	排ガス処理装置、低温機器、極低温機器 等

(7) 主要な営業所および工場 (2019年3月31日現在)

① 当社

本 社	東京都墨田区	
支 店	東京支店 (東京都江東区)	大阪支店 (大阪府東大阪市)
	名古屋支店 (愛知県名古屋市)	中国支店 (広島県尾道市)
	九州支店 (福岡県北九州市)	城北支店 (埼玉県川口市)
	千葉支店 (千葉県市原市)	京浜支店 (神奈川県横浜市)
	北関東支店 (群馬県伊勢崎市)	
営 業 所	札幌営業所 (北海道札幌市)	東北営業所 (宮城県仙台市)
	茨城営業所 (茨城県日立市)	総武営業所 (千葉県白井市)
	西関東営業所 (神奈川県相模原市)	神戸営業所 (兵庫県加古川市)
	四国営業所 (香川県坂出市)	長崎営業所 (長崎県長崎市)
工 場	土気工場 (千葉県千葉市)	千葉工場 (千葉県市原市)
	白井工場 (千葉県白井市)	群馬工場 (群馬県伊勢崎市)
	兵庫工場 (兵庫県神崎郡)	

② 子会社

会 社 名	本 社 所 在 地
株式会社小池メディカル	東京都江戸川区
株式会社群馬コイケ	群馬県伊勢崎市
コイケ酸商株式会社	東京都台東区
コイケアロンソン株式会社	アメリカ・ニューヨーク州
コイケヨーロッパB. V.	オランダ・北ホラント州
小池酸素 (唐山) 有限公司	中国・河北省
コイケコリア・エンジニアリング株式会社	韓国・慶尚北道
コイケフランス有限会社	フランス・ロレーヌ州
コイケアロンソンブラジル有限会社	ブラジル・サンパウロ州
小池 (唐山) 商貿有限公司	中国・河北省
コイケイタリア有限会社	イタリア・トレンティーノ・アルト・アディジェ州
株式会社コイケテック	千葉県千葉市

## (8) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

## ① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増減
機械装置	581名	△6名
高圧ガス	333名	+5名
溶接機材	92名	+4名
その他	14名	+1名
全社(共通)	48名	+15名
合計	1,068名	+19名

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む)であり、上記のほか臨時雇用者156名(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む年間の平均人員)が在籍しております。
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

## ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
349名	+5名	41.5歳	15年

- (注) 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む)であり、上記のほか臨時従業員77名(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む年間の平均人員)が在籍しております。

## (9) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	1,502百万円
三井住友信託銀行株式会社	866百万円
株式会社千葉銀行	816百万円

## (10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2019年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 17,910,000株
- ② 発行済株式の総数 4,138,017株 (自己株式384,916株を除く。)
- ③ 株主数 2,651名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
小池酸素工業取引先持株会	287	6.95
大陽日酸株式会社	266	6.45
小池商事株式会社	261	6.33
株式会社三菱UFJ銀行	204	4.95
株式会社千葉銀行	199	4.82
三井住友信託銀行株式会社	174	4.21
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	160	3.88
株式会社きらぼし銀行	152	3.69
株式会社常陽銀行	113	2.73
小池化学株式会社	105	2.56

- (注) 1. 当社は自己株式384,916株を保有しておりますが、上記の大株主には含めておりません。  
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の氏名等 (2019年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	小池英夫	群馬共同液酸株式会社代表取締役社長 栃木共同アセチレン株式会社代表取締役
代表取締役副社長	富岡恭三	管理部長
常務取締役	石田孝道	機械生産部長兼機械技術部長 小池酸素(唐山)有限公司董事長 コイケカuttingアンドウェルディング(インド)株式会社代表取締役社長
常務取締役	保坂清仁	グローバル販売部長
取締役	横野健一	営業部長兼溶材商品部長兼西日本グループ長
取締役	林智志	ガス部長 川口総合ガスセンター株式会社代表取締役 株式会社埼玉総合ガスセンター代表取締役社長 千葉アセチレン株式会社代表取締役社長
取締役	坪井亮	東京支店長兼東日本グループ長 株式会社市川総合ガスセンター代表取締役
取締役	大久保義孝	小池酸素(唐山)有限公司総経理
取締役	小坂敏夫	
取締役	横田健二	株式会社MOLシップテック顧問 株式会社メック顧問
常勤監査役	清水一馬	
常勤監査役	飯吉浩志	
監査役	藤原猛	
監査役	佐藤育夫	
監査役	富本音丸	日鉄住金物産株式会社(現日鉄物産株式会社)顧問

- (注) 1. 2018年6月27日開催の第95期定時株主総会において、横田健二氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。
2. 2018年6月27日開催の第95期定時株主総会をもって、取締役平尾公治氏、取締役羽田知所氏が任期満了により退任いたしました。
3. 代表取締役社長小池康洋氏は、2019年3月11日付で辞任により退任いたしました。
4. 2019年3月11日付で取締役の会社における地位および担当を次のとおり変更しております。
- ・常務取締役小池英夫氏は、常務取締役グローバル販売部長から代表取締役社長になりました。
  - ・常務取締役保坂清仁氏は、グローバル販売部担当からグローバル販売部長になりました。
5. 群馬共同液酸株式会社は2019年3月31日付で解散しており、現在清算手続き中であります。
6. 取締役小坂敏夫氏および横田健二氏は、社外取締役にあります。
7. 2018年6月27日開催の第95期定時株主総会において、飯吉浩志氏が新たに監査役に選任され、就任いたしました。
8. 監査役藤原猛氏、佐藤育夫氏および富本音丸氏は、社外監査役であります。
9. 常勤監査役清水一馬氏は、当社経理部門における長年の業務経験を有するとともに、税理士となる資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
10. 常勤監査役飯吉浩志氏は、当社子会社の経理部門における長年の業務経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

11. 当社は、取締役小坂敏夫氏、横田健二氏、監査役藤原猛氏、佐藤育夫氏および富本音丸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	人 員	報 酬 等 の 額
取 (う ち 社 外 取 締 役 役 )	13名 (3)	168百万円 (6)
監 (う ち 社 外 監 査 役 役 )	5名 (3)	26百万円 (9)
合 (う ち 社 外 役 員 計 )	18名 (6)	194百万円 (16)

(注) 1. 上記には、期中に退任した取締役1名および2018年6月27日開催の第95期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、社外取締役1名を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 取締役の報酬限度額は、2008年6月27日開催の第85期定時株主総会において年額400百万円以内と決議いただいております。

4. 監査役の報酬限度額は、2008年6月27日開催の第85期定時株主総会において年額70百万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員等に関する事項

1) 他の法人等との兼職状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役横田健二氏はMOLシップテックの顧問および株式会社メックの顧問であります。当社と各兼職先との間には、特別の関係はありません。

監査役富本音丸氏は日鉄住金物産株式会社（現日鉄物産株式会社）の顧問であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

2) 主要取引先等特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当事項はありません。



### 3) 当事業年度における主な活動状況

地	位	氏	名	主	な	活	動	状	況
取	締	役	小	坂	敏	夫	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問・助言を適宜行っております。		
取	締	役	横	田	健	二	2018年6月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問・助言を適宜行っております。		
監	査	役	藤	原		猛	当事業年度に開催された取締役会18回中13回に出席、監査役会13回中11回に出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問・助言を適宜行うとともに、監査役会において適宜必要な発言を行っております。		
監	査	役	佐	藤	育	夫	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席、監査役会13回の全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問・助言を適宜行うとともに、監査役会において適宜必要な発言を行っております。		
監	査	役	富	本	音	丸	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席、監査役会13回の全てに出席し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための質問・助言を適宜行うとともに、監査役会において適宜必要な発言を行っております。		

### (3) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 東光監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

- (注) 1. 当社の子会社のうち在外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。  
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。  
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容  
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針  
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。  
また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

#### (4) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務ならびに当該株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制について、取締役会において以下のとおり基本方針を決定しております。

- ① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - 1) コンプライアンス規程に基づき、管理部長を委員長とするコンプライアンス委員会を常設のうえ、その運用を図る。
  - 2) 取締役が法令・定款および当社の経営理念、基本方針を遵守した行動をとるための行動規範・倫理規程を定め、その徹底を図るためコンプライアンス委員会は取締役教育等を行う。
  - 3) 内部監査室はコンプライアンス委員会と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。
  - 4) 内部通報規程に基づき、社内および社外に通報窓口を設置、通報事項はコンプライアンス委員会に報告される。
  - 5) 上記1)～4)の活動は定期的に取り締役会および監査役会に報告されるものとする。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - 1) 取締役会、経営会議等の議事録、稟議書その他取締役の職務執行に係る情報を社内規程に従い保存・管理する。
  - 2) 取締役および監査役は文書管理規程により、上記1)の情報を常時閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - 1) 当社およびグループ会社ごとにリスク対策に係る規程を制定し、必要に応じ研修、指導、配布等を行う。
  - 2) 新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を定める。
  - 3) 内部監査室が当社およびグループ会社ごとのリスク管理の状況を監査し、取締役会および監査役会に報告する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - 1) 当社グループ全体の中期経営計画および毎期の利益計画、部門方針の策定により、当社およびグループ会社の各担当部門が実施すべき具体的な施策および効率的な業務遂行体制を決定する。
  - 2) 当社の各担当部門の取締役およびグループ会社の当社経営担当役員は中期経営計画および毎期の利益計画、部門方針の達成状況について、定期的に取り締役会に報告する。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - 1) コンプライアンス確保のための研修、指導の実施により使用人への周知、徹底を図る。
  - 2) 内部通報規程に基づき、社内および社外に通報窓口を設置、通報事項はコンプライアンス委員会に報告される。
  
- ⑥ 会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - 1) 各グループ会社の当社経営担当役員は、コンプライアンス、リスク管理の体制を構築する権限と責任を有し、各グループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。
  - 2) 当社内部監査室は、関係会社管理規程および内部監査規程に基づき、当社およびグループ会社における内部監査を実施し、グループ業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。
  - 3) 監査役がグループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるよう、会計監査人および内部監査室との緊密な連携体制を構築する。
  - 4) 当社は、グループ会社の業務の適正を確保するため、各グループ会社の当社経営担当役員、関係部署および担当事業所長を定め、関係会社管理規程に基づき管理を行い、グループ会社の経営成績、財務状況、その他重要な情報について、定期的な報告を受ける。
  
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
  - 1) 必要あるときは、内部監査室・管理部所属の職員を補助使用人とし、監査役の職務の補助業務を担当させる。また、監査役会の事務局業務も併せて担当させる。
  - 2) 監査役の職務の補助業務を担当する補助使用人が、その業務に関して監査役から指示を受けたときは、専らその指揮命令に従う体制を整備する。
  
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項  
補助使用人の人事異動・人事評価については監査役会の意見を尊重するものとする。

- ⑨ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制  
当社取締役および使用人ならびにグループ会社の取締役、監査役および使用人は次の重要事項を当社の監査役に報告する。  
なお、報告の方法については、取締役と監査役会との協議により決定する。
- 1) 当社および当社グループに著しい信用の低下・損害を及ぼすおそれのある事実
  - 2) 当社および当社グループの経営・業績に影響を及ぼす重要事項
  - 3) 内部監査の実施状況
  - 4) 重大な法令・定款違反
  - 5) その他上記1)～4)に準じる事項
  - 6) 上記1)～5)の報告をした者が当該事項を報告したことを理由として、不利な取り扱いを受けることを禁止する。
- ⑩ その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査役は取締役会等その他重要な会議に出席する。
  - 2) 監査役会は代表取締役社長、会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。
  - 3) 監査役会は必要に応じて内部監査室、コンプライアンス委員会等に調査・報告等を要請する。
  - 4) 監査役の職務の執行について、会社法に基づく費用の前払い等の請求があった場合は、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備体制  
当社グループは、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を持たないとともに、不当な要求にも妥協せず毅然とした態度で臨み、警察および顧問弁護士等との連携を図り組織的に対応する。また、「小池酸素工業グループ行動規範」にも明記して、当社グループ全体への周知に努める。

## (5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

### ① コンプライアンスに対する取組の状況

当社グループは、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス委員会を定期的または必要に応じて適宜開催し、内部通報制度の運用状況や法令・社内規程等の遵守状況について確認を行っております。また、コンプライアンス委員会の活動状況は定期的に取締役会および監査役会に報告されております。さらに、新入社員研修や階層別研修にてコンプライアンスに係る教育を実施しております。

### ② 職務執行の適正および効率性の確保に対する取組の状況

当社グループ全体の中期経営計画および毎期の利益計画、部門方針を策定し、各担当部門の当社取締役が業務執行状況や財務状況について、定期的に取り締役に報告し、多面的な検討を実施することで、取締役会は経営目標の適切な達成管理を行っております。また、取締役会関連文書等は社内規程に基づき、保存期限および保管部署等を定め、取締役および監査役が常時閲覧できるように適切に管理しております。

### ③ 損失の危険の管理に対する取組の状況

当社グループは、リスクの軽減、予防の推進および迅速な対処のため、リスク管理規程を制定し、リスクマネジメント体制の強化を推進しております。また、大地震等の災害発生に備えて、災害用備蓄品を当社の各拠点に配付しております。

### ④ 当社グループにおける業務の適正の確保に対する取組の状況

各グループ会社の当社経営担当役員は、グループ会社から経営成績、財務状況、その他重要な情報について、定期的に報告を受けました。また、関係会社管理規程および内部監査規程に基づき、当社内部監査室が当社およびグループ会社における監査を実施し、グループ業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性が確保されていることを確認しております。

### ⑤ 監査役監査の実効性の確保に対する取組の状況

監査役は取締役会等の重要な会議への出席を通じて、取締役および使用人等から必要な報告を受けております。また、代表取締役社長、会計監査人それぞれとの間で監査上の重要課題について、定期的に意見交換の場を設け、監査役監査の実効性の確保に努めております。さらに、必要に応じて、内部監査室・管理部所属の職員を補助使用人とし、監査役の職務の補助業務を担当させております。

### ⑥ 反社会的勢力排除に対する取組の状況

当社グループは、「小池酸素工業グループ行動規範」において、「市民社会に脅威を与える反社会的勢力との関係は徹底的に遮断し、干渉を受けることを未然に防止します」と定め、契約締結等に際しては、反社会的勢力排除条項の記載を行うとともに、警察等の外部専門機関や関連団体との情報交換を継続的に実施しております。

---

本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>31,879</b>
現金及び預金	8,571
受取手形及び売掛金	14,991
有価証券	330
商品及び製品	4,514
仕掛品	1,270
原材料及び貯蔵品	1,563
その他	879
貸倒引当金	△242
<b>固定資産</b>	<b>23,394</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>16,512</b>
建物及び構築物	4,149
機械装置及び運搬具	1,226
工具、器具及び備品	373
土地	9,430
リース資産	1,276
建設仮勘定	56
<b>無形固定資産</b>	<b>272</b>
のれん	20
リース資産	14
その他	236
<b>投資その他の資産</b>	<b>6,610</b>
投資有価証券	4,424
繰延税金資産	77
退職給付に係る資産	414
その他	1,739
貸倒引当金	△46
<b>資産合計</b>	<b>55,274</b>

科 目	金 額
<b>(負債の部)</b>	
<b>流動負債</b>	<b>18,691</b>
支払手形及び買掛金	7,715
電子記録債権	3,452
短期借入金	4,078
1年内返済予定の長期借入金	172
リース負債	596
未払法人税等	188
賞与引当金	419
役員賞与引当金	71
注損引当金	10
製品保証引当金	173
建物解体費用引当金	43
その他	1,770
<b>固定負債</b>	<b>5,210</b>
長期借入金	634
繰延税金負債	795
繰延税金負債	2,267
繰延税金負債	824
再評価に係る繰延税金負債	227
役員退職慰労引当金	227
退職給付に係る負債	181
退職給付に係る負債	23
退職給付に係る負債	256
その他	23,901
<b>負債合計</b>	<b>23,901</b>
<b>(純資産の部)</b>	
<b>株主資本</b>	<b>25,996</b>
資本金	4,028
資本剰余金	2,354
利益剰余金	20,535
自己株式	△921
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>3,187</b>
その他有価証券評価差額金	1,642
繰延ヘッジ損益	△1
土地再評価差額金	868
為替換算調整勘定	454
退職給付に係る調整累計額	223
<b>非支配株主持分</b>	<b>2,188</b>
<b>純資産合計</b>	<b>31,372</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>55,274</b>



## 連結損益計算書

( 2018年 4 月 1 日から  
2019年 3 月31日まで )

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上	46,217
売上	33,895
売上	12,321
売上	11,356
売上	965
受取	23
受取	101
受取	190
受取	61
受取	42
受取	14
受取	75
受取	509
受取	70
受取	48
受取	124
受取	18
受取	262
受取	1,212
受取	30
受取	0
受取	4
受取	0
受取	35
受取	63
受取	54
受取	41
受取	16
受取	13
受取	43
受取	19
受取	4
受取	257
受取	990
受取	399
受取	△17
受取	381
受取	609
受取	94
受取	514



## 連結株主資本等変動計算書

( 2018年4月1日から  
2019年3月31日まで )

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2018年4月1日期首残高	4,028	2,354	20,310	△920	25,772
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△289		△289
親会社株主に帰属する 当期純利益			514		514
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	225	△0	224
2019年3月31日期末残高	4,028	2,354	20,535	△921	25,996

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額							非支配株主 持分	純 資 産 計
	その他有価証券 評価差額	繰上 減損	延滞 益	土 地 再 差 額	地 価 評 価 差 額	為替換 算調整	退職給 付引当 金調整		
2018年4月1日期首残高	1,851	-		868	592	307	3,619	2,135	31,528
連結会計年度中の変動額									
剰余金の配当									△289
親会社株主に帰属する 当期純利益									514
自己株式の取得									△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△209	△1		-	△138	△83	△432	52	△379
連結会計年度中の変動額合計	△209	△1		-	△138	△83	△432	52	△155
2019年3月31日期末残高	1,642	△1		868	454	223	3,187	2,188	31,372

# 計算書類

## 貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>21,478</b>	<b>流動負債</b>	<b>13,662</b>
現金及び預金	5,566	支払手形	59
受取手形	6,154	電記簿	3,746
売掛金	5,984	短期借入金	5,171
商品及び製品	2,781	1年内返済予定の長期借入金	3,336
仕掛品	402	未払金	47
材料及び貯蔵品	10	未払法人税等	11
前払費用	61	未前払費用	329
短期貸付金	406	賞与引当金	278
その他の金	389	役員賞与引当金	100
貸倒引当金	△279	賞与引当金	63
<b>固定資産</b>	<b>19,477</b>	員借入金	16
<b>有形固定資産</b>	<b>12,232</b>	建物	256
建物	2,850	構築物	50
構築物	122	機械及び装置	68
機械及び装置	164	ガス供給装置	43
ガス供給装置	515	車両運搬具	83
車両運搬具	3	工具、器具及び備品	3,739
工具、器具及び備品	76	土地	600
土地	8,429	リース資産	29
リース資産	26	建設仮勘定	2,058
建設仮勘定	44	<b>無形固定資産</b>	<b>17,402</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>153</b>	ソフトウェア	824
ソフトウェア	106	リース資産	18
リース資産	11	その他の資産	208
その他の資産	35	投資有価証券	17,402
<b>投資その他の資産</b>	<b>7,091</b>	投資有価証券	21,119
投資有価証券	3,595	関係会社株式	4,028
関係会社株式	2,395	関係会社出資金	2,389
関係会社出資金	898	前払年金費用	2,366
前払年金費用	90	その他の資産	23
その他の金	153	繰上利益剰余金	15,790
貸倒引当金	△41	繰上利益剰余金	590
		繰上利益剰余金	15,200
		繰上利益剰余金	6,562
		繰上利益剰余金	300
		繰上利益剰余金	8,337
		繰上利益剰余金	△1,089
		繰上利益剰余金	2,434
		繰上利益剰余金	1,566
		繰上利益剰余金	△1
		繰上利益剰余金	868
		繰上利益剰余金	
<b>資産合計</b>	<b>40,955</b>	<b>純資産合計</b>	<b>23,553</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>40,955</b>

# 損益計算書

( 2018年 4月1日から  
2019年 3月31日まで )

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上	高価		28,229
売上	原価		22,406
売上	総利益		5,822
販売費及び一般管理費	利益		5,324
営業外収入	営業外収入		498
受取利息及び配当金	受取利息及び配当金	143	
受取利息及び配当金	受取利息及び配当金	332	
受取利息及び配当金	受取利息及び配当金	54	530
営業外費用	営業外費用		
支払利息	支払利息	26	
支払利息	支払利息	11	
支払利息	支払利息	87	
支払利息	支払利息	19	
支払利息	支払利息	3	148
経常利益	経常利益		879
固定資産売却益	固定資産売却益	3	
固定資産売却益	固定資産売却益	0	3
特別損失	特別損失		
固定資産除売却損失	固定資産除売却損失	62	
固定資産除売却損失	固定資産除売却損失	53	
投資有価証券評価損	投資有価証券評価損	41	
投資有価証券評価損	投資有価証券評価損	15	
関係会社出資金評価損	関係会社出資金評価損	136	
関係会社出資金評価損	関係会社出資金評価損	43	
建物解体費用引当金繰入	建物解体費用引当金繰入	3	357
税引前当期純利益	税引前当期純利益		525
法人税、住民税及び事業税	法人税、住民税及び事業税	266	
法人税、住民税及び事業税	法人税、住民税及び事業税	△27	238
当期純利益	当期純利益		286

## 株主資本等変動計算書

( 2018年4月1日から  
2019年3月31日まで )

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	その他利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金		固定資産圧縮積立金	別積立金	繰越利益剰余金			
2018年4月1日期首残高	4,028	2,366	23	590	6,656	300	8,246	△1,088	21,123	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							△289		△289	
固定資産圧縮積立金の取崩					△93		93		-	
当期純利益							286		286	
自己株式の取得								△0	△0	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△93	-	90	△0	△4	
2019年3月31日期末残高	4,028	2,366	23	590	6,562	300	8,337	△1,089	21,119	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等					純資産合計
	その他有価証券評価差	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等計		
2018年4月1日期首残高	1,775	-	868	2,643	23,767	
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△289	
固定資産圧縮積立金の取崩					-	
当期純利益					286	
自己株式の取得					△0	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△208	△1	-	△209	△209	
事業年度中の変動額合計	△208	△1	-	△209	△213	
2019年3月31日期末残高	1,566	△1	868	2,434	23,553	

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

小池酸素工業株式会社  
取締役会 御中

#### 東 光 監 査 法 人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 中 川 治 ㊞  
指定社員 業務執行社員 公認会計士 勝 伸一郎 ㊞  
指定社員 業務執行社員 公認会計士 中 島 伸 一 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、小池酸素工業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、小池酸素工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査人監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

小池酸素工業株式会社  
取締役会 御中

東 光 監 査 法 人

指定社員 公認会計士 中 川 治 ㊞  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 勝 伸一郎 ㊞  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 中 島 伸 一 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、小池酸素工業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。



以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月21日

小池酸素工業株式会社		監査役会	
常勤監査役	清水	一馬	ⓐ
常勤監査役	飯吉	浩志	ⓑ
社外監査役	藤原	猛	ⓒ
社外監査役	佐藤	育夫	ⓓ
社外監査役	冨本	音丸	ⓔ

以上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing notes.

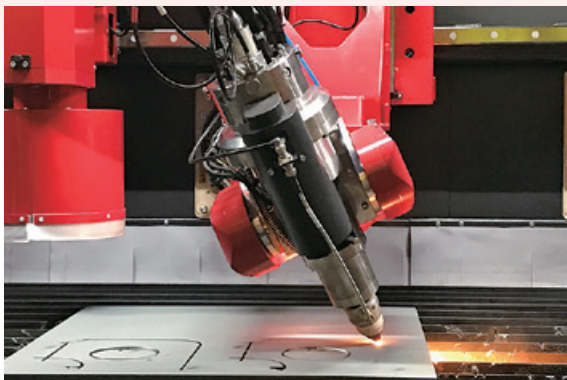
メ 毛

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines spaced evenly down the page.

## 製品紹介

当社グループは、ガス・溶接・切断に環境を加えたトータルシステムサプライヤーとして時代が要求する高品質・高性能・安全性とより満足いただける豊富な製品群とサービスを世界市場へお届けします。その中でも注目されている新製品をご紹介します。

### ファイバーレーザー切断機「FIBERTEX」



当社の「FIBERTEX」は、定尺ハウジングタイプでは対応できない厚板・大板の切断に特化したファイバーレーザー切断機です。

機体構造を強化し、ファイバーレーザー発振器とチラーを機上へ搭載することで、ファイバーケーブルと冷却ホースで制限されていた別置型のレール長の制約を取り払い長尺材への対応を実現しました。

また、堅牢な機体構造の恩恵でTTリンク(ファイバーレーザー開先装置)、インクジェットマーカー、ドットマーカーなど多彩なオプションを取付けることができます。

さらに、ユーザーニーズにお応えできるFANUCの高精度・多機能なCNCを搭載し、KOIKEオリジナルIoT「Konnection」への接続に対応できます。

より詳細な製品説明は下記ホームページからご覧いただけます。

● <https://www.koike-japan.com/jp>

## 定時株主総会会場ご案内

会場

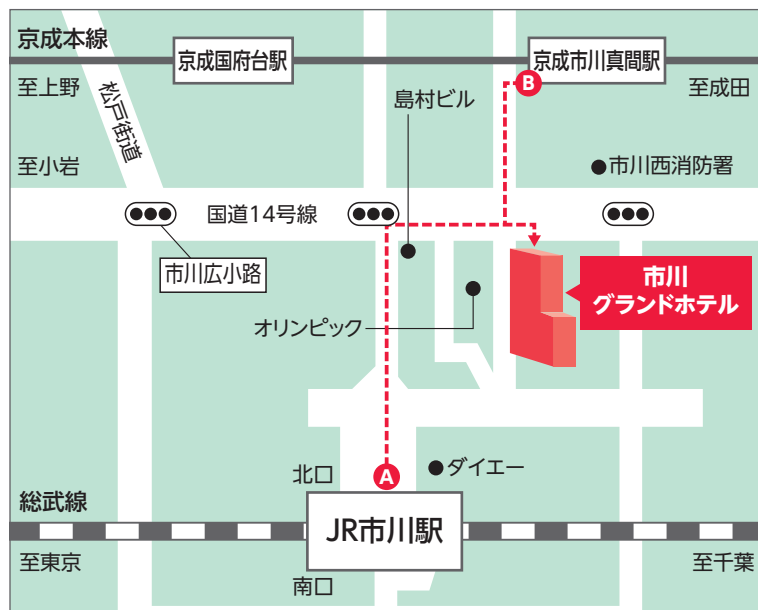
市川グランドホテル7階 白銀の間

千葉県市川市市川一丁目3番18号

交通機関のご案内

J R | **A** 総武線 | JR市川駅北口より徒歩3分

京成電鉄 | **B** 京成本線 | 京成市川真間駅南口より徒歩5分



市川グランドホテル

【お願い】当日は、駐車場の用意はいたしていませんので、会場へのお車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

## 小池酸素工業株式会社

〒130-0012 東京都墨田区太平二丁目10番10号  
ユナイトビル錦糸町3階  
電話 (03) 3624-3111  
ホームページ <https://www.koike-japan.com/jp>



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。